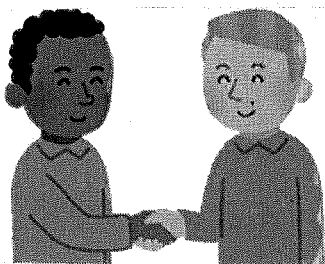


外国人労働者の受け入れ5年で最大34万人

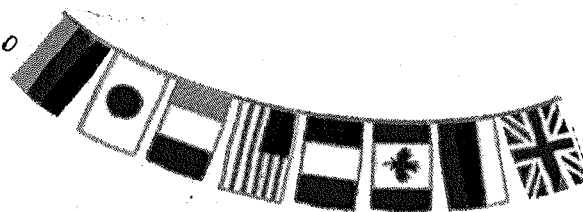
外国人労働者の受け入れ拡大に向け、新たな在留資格「特定技能1号・2号」の創設を盛り込んだ「出入国管理法の改正案」が審議入りしました。

今後5年間で34万人... 女性や高齢者など、日本人労働者を確保しても人手が足りないと思われる数とされており、受け入れ数には上限を定める予定。

技能実習生との違い... 技能実習制度は、日本の技術や知識を開発途上地域へ移転し、経済発展に役立つ目的のもので、日本の労働力の供給調整の手段として行われてはいいません。単純労働が可能な特定技能ならば、「食事の配膳など」も行うことができます。



各国で進む外国人受け入れ対策...



社会保障は？不法滞在問題は？

おぼろげな全体像が見えない今回の改正案。海外ではどうでしょう。

- ① 韓国... 民間任せだった労働者の受け入れを国が管理するように、不法滞在者は減少。自国民を採用できなかった企業に限り外国人を雇用。
- ② 英国... 就労・就学目的で6ヶ月以上滞在のとき、健康保険付加料支払いを義務付け。公共医療を提供。

来年4月の施行を目指し、急ピッチで進められている本改正案。事業主だけでなく、国民一人ひとりがしっかりと内容を把握しておかなければいけませんね。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。

〒631-0076
奈良市富雄北3-20-33-306
(有)ムシマル労務サービス
マツムラ社労士事務所

TEL 0742-47-5222
FAX 0742-47-5527
<http://www.musimaru.com/>
E-mail: musimaru@kc.n.ne.jp